

令和3年 第8回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和3年8月25日	開会場所	ふじみ野市役所5階A大会議室				
開会の日時	開 会	令和3年8月25日	午後1時27分	議 長			
及び宣告者	閉 会	令和3年8月25日	午後2時14分	議 長			
議 長	新 井 良 司						
No.	氏 名		出欠	No.	氏 名		出欠
1	粕 谷 雄 一		出	10	有 山 茂 幸		出
2	久保田 清		欠	11	岸 勇		欠
3	駒 井 一 正		欠	12	高 野 喜 好		出
4	早 川 英 希		出	13	浅 海 伊佐男		出
5	嶋 田 利 行		欠	14	新 井 良 司		出
6	鈴 木 智 之		欠	15	柳 川 嗣 於(最)		欠
7	富 田 博 明		出	16	塩 野 和 義(最)		欠
8	星 野 秀 雄		出	17	宮 寺 康 夫(最)		出
9	原 田 宏 美		欠				
出席者数	農 業 委 員		定数	14名	出席者	8名	
	農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者	1名	
議 事 参 与 (説 明 者)				書 記			
葛籠貫 智 洋							
松 田 薫 樹							
有 山 俊 夫							
飯 塚 勝 貴							

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和3年8月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年8月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所5階A大会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時27分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に10番・12番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第21号、農地法第18条第6項の規定による合意解約に関する件1件について報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第21号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第22号、農用地利用権設定の解約に関する件1件について報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第22号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、報告第23号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第23号について終了します。</p>

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 6、報告第 2 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に関する件 6 件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>報告書朗読。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑を求めます。</p>
	<p>全 委 員</p>	<p>なし。</p>
	<p>議 長</p>	<p>報告案件ですので、報告第 2 4 号について終了します。</p>
<p>日程第 7</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 7 議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は現在、ふじみ野市内及び川越市内に 1 2, 8 2 1 m<sup>2</sup>の農地を所有しており、ハウレンソウ、枝豆等の野菜の作付けを中心に農業経営を行っており、3 条申請の 5, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の下限面積要件を満たしています。</p> <p>今回は作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請です。</p> <p>また、受人と渡人は平成 2 9 年 8 月から農業経営基盤強化促進法による利用権の設定をして作付けされていましたが、報告第 2 2 号のとおり令和 3 年 7 月 2 6 日に設定を解除して、3 条申請にて所有権の移転をします。</p> <p>受人はトラクター 3 台、耕耘機 3 台、防除機 4 台、マルチャー 2 台、野菜洗浄機 1 台、農業用トラック 5 台を所有しています。</p> <p>受人は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えています。</p>
	<p>議 長</p>	<p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p>

日程第 8	10 番委員	8 月 1 7 日に 1 2 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。
	議 長	申請地はきれいに耕運されており、問題は無いと思います。
	4 番委員	地元委員さんは何かありますか。
	議 長	現地調査の報告のとおり、申請地は農地として管理されているので問題は無いと思います。
	全 委 員	質疑はありますか。
	議 長	なし。
	全 委 員	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	議 長	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、議案第 2 5 号の案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。
	事 務 局	<p>日程第 8 議案第 2 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、1 件を議題とします。</p> <p>案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は川越市の賃貸物件にて妻と子の 3 人で住んでいますが、子の成長と家財道具が増えるにつれて手狭な状態になってきたため、自己用住宅の建築を検討しています。</p> <p>選定条件として勤務地への通勤時間が大きく変わらないことを条件に現在の住まいがある川越市及び申請者の実家があるふじみ野市の市街化区域内にて適地を探したが見付からず、父に相談したところ、実家に隣接する申請地を借りることに同意を得ました。</p> <p>申請地は選定条件を満たしており、また、実家に隣接するため、互いに何かあった時には直ぐに助け合うことができます。</p> <p>農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の</p>

日程第 9	議 長	農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。
	10 番委員	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	議 長	8 月 1 7 日に 1 2 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。申請地は家庭菜園のようになっており野菜が作付されております。
	17 番委員	地元委員さんは何かありますか。
	議 長	現地調査の報告のとおり、野菜の作付けが行われており農地として問題は無いと思います。
	7 番委員	質疑はありますか。
	事 務 局	北側の面積が小さな筆は、なぜ離れているのか。
	議 長	申請地 2 筆の間には宅地の筆があり、宅地と一体で住宅敷地にする予定です。
	全 委 員	他に質疑はありますか。
	議 長	なし。
	全 委 員	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
	議 長	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、議案第 2 6 号の案件につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。	
議 長	議案第 2 6 号について終了します。	
議 長	日程第 9、議案第 2 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、2 件を議題とします。	
事 務 局	1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。	
議 長	議案書朗読、説明。	
議 長	農地を取得した相続人が、その農地等で農業を営む場合には、その農地の価格のうち、農業投資価格を超える部分に対す	

		<p>る相続税の納税を猶予し、相続人が死亡した場合には、猶予税額が免除されます。</p> <p>農地の相続税納税猶予を新規に受けるためには、相続税納税猶予適格者証明書が必要となります。</p> <p>適用の要件は、申告期限までに遺産分割されていること、特定市街化区域においては生産緑地であること（ふじみ野市旧大井町地域は対象外）、被相続人は対象農地で農業を営んでいた人または実際に畑で作業が出来なかった場合は経営権を持っていた人、相続人は既に農業を行っているか、または相続税の申告期限までに農業経営を開始しその後も引き続き農業経営を行うと認められる人となっています。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>8月17日に12番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。</p> <p>現地はきれいに管理されています。</p> <p>相続人は夫の被相続人と一緒にニンジン、サトイモ、ジャガイモ等を作付けしていました。</p> <p>息子も農業用機械の操作ができるようになったので、農地の管理について問題は無いと思います。</p> <p>地元委員さんは現地調査を行った10番委員です。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、議案第27号1番の案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第27号1番の案件につきましては原案のとおり決定します。</p>
	議長	
	10番委員	
	議長	
	全委員	
	議長	
	全委員	
	議長	

日程第 10	議 長	2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求め ます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。  1 番案件と同様に制度の内容について説明。
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。
	10 番委員	8 月 1 7 日に 1 2 番委員と事務局の 3 人で現地確認を行いま しました。  申請地は里芋と枝豆の作付け、土壌消毒がされており、農業 用ハウスが 5 棟建っていました。
	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	4 番委員	相続人は一生懸命、農業経営をされている方です。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、議案第 2 7 号 2 番の案件について 承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、議案第 2 7 号 2 番の案件につきまして は原案のとおり決定します。  議案第 2 7 号について終了します。	
議 長	日程第 1 0、議案第 2 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従 事者についての証明について 1 件を議題とします。  案件について事務局に議案の朗読及び説明を求めます。	
事 務 局	議案書朗読、説明。  生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指 定されてから 3 0 年が経過した場合、農業の主たる従事者が死 亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさ	



		<p>せる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。</p> <p>今回の案件は買取申出人の父が死亡したことが買取り申出する条件になります。</p> <p>今後の流れについて、主たる従事者証明について承認されると、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。</p> <p>議長 この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12番委員 8月17日に10番委員と事務局の3人で現地確認を行いました。</p> <p>議長 申請地はきれいに耕運されており、特に問題は無いと思います。</p> <p>議長 地元委員さんは現地調査を行った12番委員です。質疑はありますか。</p> <p>全委員 なし。</p> <p>議長 質疑がないようでしたら、議案第28号の案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>全委員 異議なし。</p> <p>議長 異議なし賛成により、議案第28号の案件につきましては原案のとおり決定します。</p> <p>議長 議案第28号について終了します。</p> <p>議長 本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。</p> <p>議長 これをもちまして、令和3年第8回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後2時14分)</p>
--	--	---

